

区立湯河原区民保養所の契約事務等に関する調査特別委員会からの調査報告

本特別委員会は、区立湯河原区民保養所の契約事務等に関する調査研究について、調査する目的で設置し、調査終了に伴い、本特別委員会委員長より調査経過ならびに結果について報告がされました。

調査事項

平成15年から平成16年における保養所委託事業者の変更経過に関する調査
平成15年から平成16年における保養所委託事業者選定の審査経過に関する調査
平成17年7月からの保養所委託事業者変更の内容に関する調査

調査の経過

湯河原区民保養所に関する経緯及び今後の事業者選定について報告を受けました。詳細な事案経過を把握するため、当時の経緯がわかる資料や事案決定書等を提出することを執行機関に求め、公判の概要、コンプライ



調査報告を行う藤沼壮次委員長

調査の結果

今回の事件の背景には、議員としての倫理の欠如、職員の法令遵守意識の脆弱性、問題解決に向けての執行機関の体制不備など様々な問題点がありました。今後このような事件を再発させないためにも、執行機関は問題点を改善し、策定されたコンプライアンス推進計画の検証に努め、実効性のあるものとして運用し、不正・不当な圧力に対して屈す

意見の分かれた案件

件名	会派名及び結果					結果
	自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	足立区議会	
平成17年度足立区一般会計補正予算(第3号)				×		原案可決
足立区立保育所条例の一部を改正する条例				×		原案可決
足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例				×		原案可決
足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場条例の一部を改正する条例				×		原案可決
足立区立健康学園施設使用条例を廃止する条例				×		原案可決
足立区地域学習センターの指定管理者の指定について				×		原案可決
足立区地域体育館の指定管理者の指定について				×		原案可決
足立区営運動場の指定管理者の指定について				×		原案可決
足立区温水プールの指定管理者の指定について				×		原案可決
足立区立千寿本町小学校温水プールの指定管理者の指定について				×		原案可決
足立区立公園における公園施設の指定管理者の指定について				×		原案可決

特別区道路線の認定

所在地	延長(m)	幅員(m)
島根二丁目地内	10.60	9.64~13.95
関原二丁目地内	28.95	4.00~8.37
中川一丁目地内	91.56 27.96	7.00~8.00 7.00
西伊興四丁目地内	81.69 46.86 31.98	6.00 6.00 4.50
西竹の塚二丁目・竹の塚一丁目地内	123.60	1.40~4.40
花畑七丁目地内	76.55	5.00
東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業地内	21,147.54	4.50~19.00

特別区道路線の廃止

所在地	延長(m)	幅員(m)
島根二丁目地内	22.03	1.82
東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業地内	12,968.85	1.82~10.50

区管理通路路線の廃止

所在地	延長(m)	幅員(m)
東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業地内	44.60	2.86~4.00

用語解説

ることのない組織としての体制を確立することを強く求めました。その体制確立の方法として、各会派から、執行機関は政策等の判断について必ず各会派の責任を窓口として調整を行うこと、公益通報制度についてはより広く対応出来る様に検討すること、といった要望を頂きました。また、今後の保養所委託契約等の契約については、本特別委員会での議論を踏まえた上で適正に行うことも要望しました。最後に、私たち議員も、足立区議会議員の政治倫理に関する検討委員会において、議会の役割やあり方を改めて十分研究し、区議会として二度とこのような不祥事を起こすことがないよう自らを厳しく戒め、積極的にその具体策の検討を進めていきます。

市場化テスト(1) 国や地方公共団体等の「官」が独占してきた公共サービスに競争原理を導入し、より良いサービスを提供しようという発想で生まれた制度です。「官」と「民」が対等な立場で競争入札を行い、価格・質の両面で最も優れている方が落札するという仕組みです。 公民パートナーシップ(2) 「民間でできることは、できるだけ民間に任せよう」という原則に基づく、「公共サービスの民間開放」のことです。 土地収用法(3) 憲法では「財産権は、これを侵してはならない。」と規定されています。その事業等に最も適した創造力、技術力、経験などを持つ「設計者」を選ぶことです。 大規模な開発事業を行う場合、周辺の環境に与える影響を事業者が事前に調査を行い、予測及び評価を行うとともに、環境を守るための対策を検討し、事業の環境に与える影響を総合的に評価することです。 プロポーザル(5) その事業等に最も適した創造力、技術力、経験などを持つ「設計者」を選ぶことです。 環境アセスメント(環境影響評価)(4) 大規模な開発事業を行う場合、周辺の環境に与える影響を事業者が事前に調査を行い、予測及び評価を行うとともに、環境を守るための対策を検討し、事業の環境に与える影響を総合的に評価することです。

本会議のビデオを有償で提供します

足立区議会では、区民の皆様への情報提供の一環として、本会議を録画したビデオテープを有償で提供しております。 本会議1日分を1本のビデオテープに録画したものを1本200円で提供いたします。なお、郵送で請求の場合は郵送代金がかかります。お申し込み、お問い合わせは左記までお願いいたします。 問合せ 区議会議務局調査係 ☎(3880)5996

あなたも傍聴してみませんか

本会議をはじめ、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会はどなたでも傍聴できます。

傍聴の受付について

傍聴の申込みは、開会予定時刻の1時間前から30分前まで、本庁舎中央館6階の区議会議務局で受け付けています。なお、定員を超えた場合は抽選を行い、定員に満たない場合は先着順に傍聴券をお渡しいします。



●お知らせ●
平成18年第1回
足立区議会定例会
《会期》
2月22日(水)から
3月23日(木)

問合せ 区議会議務局調査係 ☎(3880)5797
ホームページURL
http://www.gikai.adachi.jp